

7-9 一般廃棄物焼却施設発電電力の自己託送等事業に関する プロポーザル実施要領

1 事業及び公募型プロポーザル実施の目的

本事業は、つくば市（以下、「発注者」という。）が所管する一般廃棄物焼却施設であるつくばサステナスクエア内クリーンセンター（以下、「クリーンセンター」という。）で発電した電力の有効活用により、つくば市役所本庁舎外 69 施設（以下、「本庁舎等」という。）の脱炭素化を図ることを目的とする。

本事業を実施するためには、専門的な知識・経験を有する事業者から幅広く多様な提案を受け、その中から特に優れた提案を行った事業者を受託候補者とすることが重要であるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

2 事業概要

(1) 事業の名称

7-9 一般廃棄物焼却施設発電電力の自己託送等事業

(2) 業務内容

本事業は、以下の3つの業務を実施するものとする。

- ア クリーンセンターで発電した電力のうち、自家消費しない電力で、特定契約の用に供しない電力（以下、「非FIT電力」という。）を一般送配電事業者が維持管理する送配電ネットワークを介して、本庁舎等に送電（以下、「自己託送」という。）する業務
- イ 本庁舎等において自己託送では不足する電力需要に対して、電力を供給（以下、「負荷追随供給」という。）する業務
- ウ 自家消費及び自己託送電力を除いた余剰電力を購入する、又は第三者へ売却する業務

(3) 事業期間

令和7年10月1日から令和9年9月30日まで（2年間）

(4) 提案限度額

164,931,800円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、令和7年度及び令和9年度は、41,232,950円、令和8年度は、82,465,900円を限度額とする。

なお、提案限度額は、事業期間における自己託送に係る需給管理業務に要する費用（業務に必要となる機器等の導入費用を含む。）の総額とし、託送料金等の一般送配電事業者に支払う料金や負荷追従供給に係る料金等は含めないものとする。

3 参加形態

単独又は共同企業体とする。

4 参加資格

この公募開始の日から契約締結までの日において、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体として参加する場合は、構成員全員が(1)から(6)までの要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づくつくば市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又はつくば市入札参加指名停止等措置要綱（平成6年つくば市告示第15号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始決定後又は再生手続開始決定後につくば市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

- (6) 市税（実施要領で定める参加資格要件で、つくば市内に本店、支店又は営業所があることという旨の地域要件を付した場合に限る。）、本店所在地の都道府県税、所得税（個人事業主の場合に限る。）、法人税及び消費税について未納がないこと。
- (7) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する公共法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する指定管理者又は民間企業と元請として自己託送に係る需給管理業務に関する契約を締結し、履行した実績を有する、又は履行中であること。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2に規定する小売電気事業の登録を行っていること。
- (9) 共同企業体として参加する場合は、次のアからオの要件を満たすこと。
 - ア 構成員の数は、2又は3であること。
 - イ 各構成員は、業務の履行に当たり、資本を提供し合うものとする。
 - ウ 各構成員の出資比率の下限は、構成員の数が、2の場合は100分の30、3の場合は100分の20とすること。
 - エ 代表構成員の出資比率は、構成員中最大であること。
 - オ 各構成員は、本プロポーザルの他の参加者でないこと。

5 事業予定スケジュール

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・令和7年4月1日（火）から
- (2) 質問書の受付・・・・・・・・・・令和7年4月7日（月）午後4時30分まで
- (3) 質問書に対する回答・・・・・・令和7年4月10日（木）まで
- (4) 参加申込書の提出期限・・・・・・令和7年4月14日（月）午後4時30分まで
- (5) 参加資格確認結果通知・・・・・・令和7年4月15日（火）
- (6) 提案書等の提出期限・・・・・・令和7年5月16日（金）午後4時30分まで
- (7) プレゼンテーション・・・・・・・・・・令和7年5月23日（金）
- (8) 審査結果通知・・・・・・・・・・令和7年5月26日（月）
- (9) 契約（協定）締結日・・・・・・令和7年5月30日（金）

6 参加申込方法等

- (1) 提出書類

提出書類は次のアからカとする。なお、共同企業体として参加する場合は、ウからエについて構成員全員分とする。

ア 参加表明書（様式1）

イ 特定業務共同企業体プロポーザル参加申請書（様式2）

※共同企業体として参加する場合に限る。

ウ 会社概要書（様式3）

エ 会社概要がわかるパンフレット等

オ 「4 参加資格(7)」について証明する書類（写し）

カ 「4 参加資格(8)」について証明する書類（写し）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和7年4月14日（月）午後4時30分まで

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明付書留郵便に限り、提出期限内必着とする。）、又は電子メールにより「14 問合せ先」に提出すること。なお、持参の場合、受付時間は平日午前8時45分から午後4時30分までとし、電子メールの場合は送信後に発注者に電話にて受付確認を行うこと。

(5) 参加資格確認結果

参加資格確認結果は、令和7年4月15日（火）に電子メールで通知する。なお、参加資格を満たさないとされた者は、通知した日から起算して7日以内（休日を除く。）に電子メールで「14 問合せ先」に問合せした場合に限り、その理由の説明を求めることができるものとする。

7 質問の受付

(1) 受付期限

令和7年4月7日（月）午後4時30分まで

(2) 質問方法

質問書（様式4）に質問事項を記載の上、電子メールで「14 問合せ

先」に提出し、送信後に発注者に電話にて受付確認を行うこと。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和7年4月10日（木）までに発注者のホームページで公表する。なお、評価に影響を及ぼす恐れがある質問に対しては、回答できない理由を公表するものとする。

8 提案書の提出

(1) 提出書類

ア 技術提案書（任意様式）

事業名、提案者名及び次の(ア)から(カ)までを必須事項として記載すること。なお、提案内容は本仕様書の内容を踏まえたものであること。また、提案に当たっては「別紙1：対象施設一覧」、「別紙2：電力使用量実績」、「別紙3：クリーンセンター発電量実績」、「別紙4：バイオマス比率計算根拠」を基に検討すること。

(ア) 実施方針

提案の基本方針、概要等を記載すること。

(イ) 年間自己託送電力量

自己託送する施設毎の電力量の年間合計値を記載し、その根拠も詳細に記載すること。

(ウ) 実施計画

受託候補者決定後から業務終了までの実施計画、スケジュール等を記載すること。

(エ) リスク管理・緊急時の対応

事業実施中に想定されるリスク及び緊急事態とその対応を記載すること。また、緊急時の体制図を記載すること。

(オ) 負荷追従供給電力の調達方法

負荷追従供給を行う事業者の電源構成、電力市場から調達している電力の割合を記載すること。

(カ) 独自提案

その他の独自提案がある場合は、その内容を記載すること。

イ 業務実績書（様式5）

次の(ア)から(ウ)の業務履行実績について、それぞれ3件を上限として記載し、その契約書と仕様書の写しを提出すること。ただし、(ア)、(イ)については、民間企業との履行実績は含めないものとする。

(ア) 電力供給契約

電力を供給した施設数、契約電力、年間供給電力量を記載すること。

(イ) 電力売却契約

年間売却（買取）電力量を記載すること。

(ウ) 需給管理契約

自己託送先施設数、年間自己託送電力量を記載すること。

ウ 業務実施体制調書（様式6）

エ 提案見積書（様式7）

本事業における次の(ア)～(カ)の1年間の費用について、見積額の内訳がわかるように記載し、必要に応じて任意様式に内訳の根拠を記載すること。

(ア) 事業全体収支比較

(イ)から(カ)の小計を記載し、本事業を未実施の場合との収支の比較ができるようにすること。

(イ) 需給管理業務に要する費用

自己託送の需給管理費用、それに係る手続き等に要する費用及び機器等の準備に要する費用を記載すること。

(ウ) 一般送配電事業者に支払う料金

託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者に支払う託送料金等の1年間の総額を記載すること。ただし、流通費用調整額は考慮しなくてよいものとする。また、参考としてこの料金には含めず、インバランス料金を記載すること。

(エ) 負荷追随供給電力料金

本庁舎等への負荷追随供給電力料金の1年間の総額を記載するこ

と。

(オ) その他

事業を実施するに当たり、(イ)から(エ)以外に要する費用の1年間の総額を記載すること。

(カ) 余剰電力買取（売却）料金

クリーンセンターで発電した非FIT電力のうち、自家消費及び自己託送する電力を除いた余剰電力の買取又は第三者への売却により、発注者の収入となる料金の1年間の総額を記載すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本7部、計8部

(3) 提出期限

令和7年5月16日（金）午後4時30分まで

(4) 提出方法

持参、郵送（配達証明付書留郵便に限り、提出期限内必着とする。）により「14 問合せ先」に提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、平日午前8時45分から午後4時30分までとする。

(5) 技術提案書の作成における留意事項

ア 技術提案書は、1者につき1案とすること。

イ 技術提案書は、簡潔かつ分かりやすく記載すること。

ウ 技術提案書は、文書を補完するイメージ図・イラスト等を記載すること。

エ 文字は、注記等を除き原則11ポイント以上の大きさとする。

(6) 提案見積書作成における留意事項

ア 金額は全て税込とすること。

イ 力率は100%とし、力率割引は15%とすること。

ウ 燃料費調整額は積算に含めないこと。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、3.49円/kWh（税込）とすること。

オ 託送供給等約款は、東京電力パワーグリッド株式会社が定める最新の

約款とすること。

9 プレゼンテーション審査

透明性及び公平性を確保し適正に受託候補者を選定するため、「7-9-1 一般廃棄物焼却施設発電電力の自己託送等事業受託候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）が事業提案書等の審査及び評価を行うものとする。

(1) 実施概要

ア 実施日

令和7年5月23日（金）

なお、詳細については、別途提案者に通知する。

イ 実施場所

つくば市役所 本庁舎2階 203会議室

ウ 発表時間

1者30分（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）

なお、準備に要する時間は、発表時間に含まないものとする。

エ 参加人数

1者につき3名までとする。なお、プレゼンテーションは、本事業を受託した際に担当する者が行うこと。

オ 審査の公開又は非公開の別

審査は全て非公開とする。

(2) 審査方法

選定委員会の委員長及び各委員が提案者ごとの評価点の合計で順位をつけ、第1順位の最も多い者を第1位受託候補者、次に多い者を第2位受託候補者として順次第3位以下も同様に選定する。第1順位の最も多い提案者が2者以上あるときは、委員長を含む全委員の評価点の合計が最も高い提案者を第1位受託候補者、次に多い者を第2位受託候補者として順次第3位以下も同様に選定し、委員長を含む全委員の評価点の合計も同点の場合は、委員長を含む全委員によるその同点の提案者のみを対象とした多数

決で第1位受託候補者を選定する。

(3) 評価基準

下表のとおりとする。

評価項目	評価の着目点	評価基準	配点
提案者に対する項目	・業務遂行力	・同種業務の実績の多寡 ・適切な業務実施体制	20
事業内容に対する項目	・自己託送電力量	・自己託送量（託送率）	20
	・リスクマネジメント	・緊急時（クリーンセンター発電停止時等）への対応	20
	・創意工夫事項	・本市のメリット	5
収支に対する項目	・総合収支	・コストメリット	30
その他	・提出資料 ・プレゼンテーション	・提出資料の分かりやすさ ・プレゼンテーションの分かりやすさ ・質疑への的確な対応	5
合計			100

(4) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、令和7年5月26日（月）提案者全員にプロポーザル審査結果通知書で通知し、「つくば市プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関するガイドライン」に基づき公表する。

なお、第1位受託候補者として選定されなかった者は、通知した日から起算して7日以内（休日を除く。）に電子メールで「14 問合せ先」に問合せした場合に限り、その理由の説明を求めることができるものとする。

(5) プレゼンテーション審査に関する留意事項

- ア プレゼンテーションは、提出した提案書類を基に行うこととし、提案内容の変更や追加の提案、追加資料の配布は認めないものとする。
- イ 貸出物品は、机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター及びHDMI ケーブルとする。それ以外の物品が必要な場合は、発注者の承諾を受けた上で提案者の負担において用意すること。
- ウ 提案者が1者のみの場合においても、審査を行うものとする。
- エ 全ての提案について、事業の目的が十分に達成できないと判断したときは、受託候補者を選定しない場合がある。

10 契約方法

第1位受託候補者と随意契約に向け仕様等の協議を行うものとする。なお、その者と合意に至らなかった場合、又はその者が失格となった場合には、第2位受託候補者と交渉を行い、第3位以下も同様に行うものとする。

11 提出書類の扱い

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、受託候補者選定以外に提案者に無断で使用しないものとする。ただし、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (3) 提出書類は返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出期限以降の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- (5) 提出書類に係る情報公開請求があった場合は、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）に基づき、当該提出書類を公開するものとする。

12 失格

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合

(3) 提案限度額を超える提案であった場合

(4) つくば市入札参加指名停止の措置を受けた場合

13 その他の留意事項

提案書等に記載した担当者は、原則として変更できないものとする。ただし、退職等のやむを得ない理由による場合には、発注者の承諾を得ることにより、変更できるものとする。

14 問合せ先

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市生活環境部環境政策課

TEL：029-883-1111（内線 4320）

E-mail：evm025@city.tsukuba.lg.jp